

## 貸館等における飲食や調理室使用に関する注意事項

### 【来館（来所）者の安全確保のために実施すること】

○以下に該当する者の来館（来所）制限を実施する。

- ・来館（来所）前に検温を行い、37.0度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
- ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

○来館（来所）者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

○咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものをを用いる）の徹底を促す。

### 【館内で飲食や調理実習を実施する場合】

会場使用の責任者は、主催者側のスタッフ及び来館（来所）者に次のことを徹底するよう依頼する。

#### ○飲食を提供する場合

- ・できるだけ2m（最低1m）の間隔を開けて座席を配置する。また、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
- ・食事中の会話は最小限に慎むこと。

#### ○調理室を使用する場合

- ・混雑時の入場制限を実施する。（収容人数の半分の人数。収容人数が明確でない場合は、利用者間の距離ができるだけ2m、最低でも1mとれる人数。）
- ・換気を徹底する。
- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・調理室等を使用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。
- ・食器洗浄による感染リスクを減らすため、個別パックなどの使用も検討する。
- ・食器を使用する場合は個別配膳にし、食器等の共有をしないこと。
- ・会場使用で発生したゴミは、使用者が持ち帰ること。
- ・併せて、上記「飲食を提供する場合」の注意事項を厳守すること。

参考：公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
(令和2年5月14日 公益社団法人全国公民館連合会)